

あなたの買い物、大丈夫???～特定商取引法を知ってトラブルを防止しよう～

特定商取引法では、トラブルが生じやすい7つの取引類型※を対象に、トラブル防止のためのルールを定めています。特に相談の多い「通信販売」のトラブルについてご紹介します。

1回だけのつもりが定期購入だった!!



インターネットで、「お試し1,000円」の広告を見て化粧品を購入した。1回だけの購入だと思っていたら、また同じ商品が届いた。業者に確認すると「5回の定期購入であり解約できない。2回目以降の代金は10,000円となる。」と言われた。

クーリング・オフしたい



インターネットでワンピースを購入したが、サイズが合わない。クーリング・オフしたい。

特定商取引法では、販売価格や代金の支払時期・方法、返品に関する特約等を広告に表示することが定められています。通信販売を利用する場合には、下記事項を参考に広告全体を十分に確認しましょう。

☑ 購入条件・商品情報

定期コースなど、一定期間は解約できない条件になっている場合があるので注意しましょう。サイズや仕様などを確認し、不明な点は販売業者に問合せましょう。

☑ 金額・支払方法・配送方法

商品は安くても、送料が高く設定されていたりする場合があるので注意しましょう。

☑ 返品・交換条件

「サイズが合わなかった」「気に入らなかった」などの理由でも返品できるか、事前に返品・交換が可能な場合の条件を確認しましょう。



通信販売はクーリング・オフできません!!



「クーリング・オフ」とは、一定期間、無条件で解約できる制度のことです。訪問販売等には適用されることがありますが、通信販売では適用されません。返品・交換ができるかは販売業者が決めた特約に従うこととなりますので、事前に十分に確認しましょう!!

※7つの取引類型については、「特定商取引法ガイド」(<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>)を御覧ください。

知るぽると

宮城県金融広報委員会

お金や暮らしの知恵を学びましょう!!

宮城県金融広報委員会

「お金や暮らしの知恵」を学ぶ第一歩として、まず今後の人生を描いてみましょう。今後の人生の方向を描くことは、自分にしかできません。また、人生とお金の問題は切り離せません。今後の人生についてよく考えてみることで、お金の問題とも向き合うことが、より良い方向（より安心できる生活など）に向かう出発点になります。

1 <出発点～今後の人生を描いてみる>

- ① いま、人生のどの時点にいるか? → 今後の人生をどのようにしたいか?
- ② いま、お金はどれくらいあるか? → 今後の見通しはどうか?



2 <ライフプランとお金を結びつける>

- ① 今後の人生や生活に関する希望を書き出し、希望を実現するために、どの程度のお金が必要か、考えてみましょう。
- ② お金に関する現在の状況を確認する（収入と支出、資産とローン）。また、今後について見通してみよう。
- ③ 上の2つを考え合わせ、今後の生活とお金について、『課題』を発見してみましょう。

本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



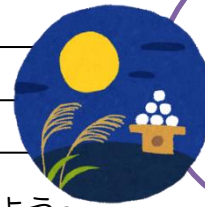
本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆持続化給付金の不正受給の勧誘に乗らないで！！
- ◆光回線の勧誘トラブルに注意！
- ◆令和元年度宮城県消費生活相談状況の概要
- ◆あなたの買い物大丈夫???～特定商取引法を知って
トラブルを防止しよう～
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！（宮城県金融広報委員会）



2020
9 September
月号

第 126 号

持続化給付金の不正受給の勧誘に乗らないで！！



事例

大学の先輩に「個人事業主として持続化給付金の受給手続きをすれば、簡単に高額現金収入が得られる。受領する持続化給付金は100万円で、申請を代行してくれる人に60万払えば残りは自分のものになる」と勧誘された。怪しいので情報提供する。

★アドバイス★

- **受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らないで！**
持続化給付金は事業者（個人事業者も含む）に対して支払われます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を事業者と偽って申請することは**犯罪行為（詐欺罪）にあたる**と考えられます。誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いです。
- **友人や知人、SNSを通じて誘いを受けてもきっぱり断りましょう**
友人や知人から誘いを受けたという事例が複数見られるほか、SNSを通じて誘われたという事例も寄せられています。不正受給は罪に問われる可能性が高いため、たとえ友人からの誘いであっても、**きっぱり断りましょう**。
- **少しでも不審に思ったら、最寄りの消費生活相談窓口などに相談しましょう**
今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めに消費生活相談窓口か国の持続化給付金事業コールセンター（0120-115-570）にご相談ください。



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



光回線の勧誘トラブルに注意！



事例1

契約中の大手通信事業者 A を名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。

事例2

大手通信会社の関連会社と思わせる事業者から何度も電話勧誘があった。断っていたが、料金が安くなると言われたので、光回線を契約した。後日、請求書が届き請求内容を確認すると、説明されていないオプションが契約されており、高額な請求を受けた。



消費者庁イラスト集より

★アドバイス★

- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘を受けたときには、事業者名やサービス名、月額料金やオプションサービス、解約料金等を確認しましょう。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、現在の契約内容と勧誘された契約内容等を十分に比較・検討し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 光回線の契約は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です。契約書面が届いた日を初日とした8日以内に書面で申し出れば解約料の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料や工事費、すでに利用したサービスの料金は支払う必要があります。



消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

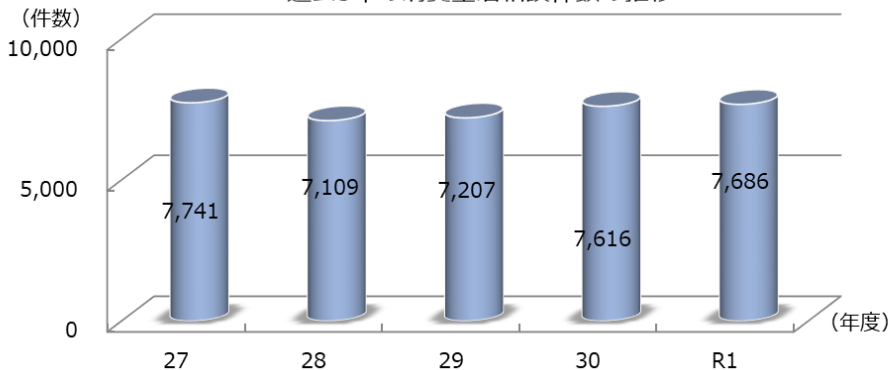
<p>【仙南圏】</p> <p>大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】</p> <p>北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】</p> <p>東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】</p> <p>気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

令和元年度宮城県消費生活相談状況の概要

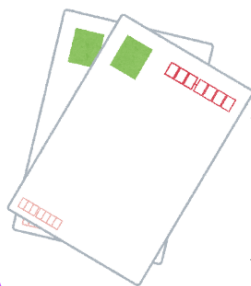
令和元年度に県の消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は、前年度より70件増加の7,686件となり、3年連続で増加しました。

過去5年の消費生活相談件数の推移



順位	商品・サービス区分	相談件数	
		平成30年度	令和元年度
1	商品一般	1,579	1,008
2	デジタルコンテンツ	739	562
3	インターネット接続回線	359	385
4	不動産貸借	353	322
5	他の健康食品	150	311

依然として多く寄せられる架空請求はがきに関する相談



「商品一般」（特定できない商品や役務（サービス）に関する相談）に関する相談は、前年度より571件減少し1,008件となりましたが、依然として多くの相談が寄せられています。

相談内容としては、「法務省管轄支局民間訴訟告知センター」など、あたかも公的機関のような差出人からはがきが届いたというようなものが増えています。

「インターネット接続回線」に関する相談が増加

「インターネット接続回線」（光ファイバー回線など）に関する相談は、元年度は385件となり、前年度と比較すると26件増え、2年連続の増加となりました。

相談内容としては、契約中の事業者のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた、というものが多くなっています。



「他の健康食品」に関する相談が増加



主成分が分からない健康食品やダイエット食品等に関する「他の健康食品」の相談件数は、前年度より161件増加し、元年度は311件となりました。

相談内容としては、通常価格より低価格でお試し購入できると思い注文したら、実際は数か月の定期購入が条件となっていた、というものが多くなっています。

「令和2年度 消費生活センター事業概要」を消費生活センターのホームページで公開しています。さらに詳しい内容はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/807434.pdf>